

長計課題の前進と新たな転換で、将来展望を切り開こう！

～第25回県連定期総会を開催しました～

2月に開催された全日本民医連41回総会を受けて、第25回の県連定期総会が5/11(日)に開催され、各事業所からの代議員、県連理事、共闘団体からの来賓など66名が参加しました。

当日は、「いのちの格差を是正する～民医連の提言と41回総会方針～」と題して、昨年末に全日本民医連が発表した「人権としての医療・介護保障をめざす民医連の提言」の内容について、全日本民医連・藤末会長による記念講演が行われました。講演では、提言を発表した背景として、世界の公衆衛生学者・WHOの問題意識や安倍政権による社会保障の解体が進む中で対抗軸を打ち出す必要性があることなどが紹介され、憲法に立脚した医療・介護制度を確立するために、「医療保険制度は堅持・介護保険制度は抜本的な改革を行い、応能負担と現物給付を原則とする」「健康の社会的決定要因」の克服を社会政策として進める」ことなど提言の内容について説明がされました。また、41回総会方針で提起された4つの重点課題（「医師の確保と養成」「事業所の中長期計画の確立」「共同組織の質的发展」「人間の発達を促すマネジメント」）について、いずれも次期に持ち越せない、従来の延長線上ではない



取り組みと前進を作り出す必要がある課題であることが説明され、各課題をどのように進めていくのか、より突っ込んだ提起がされました。

総会議案では理事会から、前回の定期総会で決定した県連第5次長計に沿った総括と今後2年間の活動方針の他、昨年秋から検討を行ってきた県連中期事業計画の答申などが提案され、分散会での討議を行いました。討議の結果、今期の活動方針・予算・役員体制は決定、中期事業計画答申については、出された意見等も踏まえて職員への説明を行った上で、あらためて臨時総会を開いて採択を行うことになりました。

リレー



投稿

いつでも憲法

県連理事に続いて各事業所の管理者・職場長みなさんに、憲法に対する想いをリレーで投稿してもらいます。

5月3日は憲法記念日ですね。日本国憲法は1946年11月3日に公布され、その半年後の1947年5月3日に試行されました。新しい憲法が施行された日こそ『祝日』にふさわしいという思いが全国にあり、1948年に国民の祝日に制定されました。

日本国憲法は、国を治める主権は国民にあるという『国民主権』人間が生まれながらにして持っている、人間らしく生きる権利を永久に保障する『基本的人権の尊重』世界の平和を永久に守るため、外国との争いが起きても戦争をしないで平和的に解決するという『平和主義』という3つの柱を持っており、特に憲法9条の『戦争放棄』は平和憲法として有名です。現在では『平和主義』に基づく憲法9条の問題がしばしば論議的になっていますね。この憲法9条がノルウェー・オスロのノーベル委員会からノーベル平和賞の推薦を受理したとの連絡があり、正式に候補になったとか。そんな大切な憲法9条を国民の民意を無視して、強制的に変えようとする安倍政権・・・。国を治める主権は国民にあるという『国民主権』は、ただの4文字熟語で終わってしまうのでしょうか？日本国憲法の大切さ、素晴らしさをもう一度、日本人老若男女問わず理解し守っていかねばならないと感じました。

ちなみに、1948年生まれの方には『憲司・憲子』といったように『憲』の字をいれることが多かったそうです。憲法に対する熱い思いがあったのでしょうか。



5/15に安倍首相が集团的自衛権行使容認の検討を表明後、先週からスタートした国会質疑の中では、首相が強調する「必要最小限度」という明確な歯止めは不可能であることが明らかに

高松平和病院食養科科长 船本 忍